

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(工事計画)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
1	2022/9/5	NS2-本-009-A	設備リスト	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備(設備リス ト)	P.8.1-2-25	変更後の名称が「発電機」、「励磁装置」等、と記 載されるが、その用途が明確になるよう記載を 明確にして説明すること。	2022/12/20	重大事故等対処設備の設備名称について、用途が明確になるよう発電機、励磁装置等 の設備名称を変更しました。 (発電機の修正例) ガスタービン発電機用発電機、高圧発電機車用発電機、可搬式窒素供給装置用発電機 設備用発電機、緊急時対策用発電機用発電機	NS2-本-009-04「島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉 の附属施設 非常用電源設備のうち非常用発 電装置(ガスタービン発電機)(本文)」 NS2-添1-017-01-03「島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 その他発電用原 子炉の附属施設 非常用電源設備のうち非常 用発電装置(ガスタービン発電機)(添付書 類)」他	
2	2022/9/5	NS2-本-009-A	設備リスト	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備(設備リス ト)	P.8.1-2-23	設備上の差異等を踏まえ、空気圧縮機が記載さ れていない理由を説明すること。	2022/12/20	島根2号機では、空気だめの圧縮空気にて非常用ディーゼルの始動が可能であることか ら、空気圧縮機を重大事故等対処設備として位置付けていないため、空気圧縮機を申請 していません。	-	
3	2022/9/5	NS2-本-009-A	設備リスト	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備(設備リス ト)	P.8.1-2-27	「将来設置ライン分岐部」の使用用途と設置時期 について説明すること。	2022/12/20	当該分岐部は、将来設工認申請予定である島根3号機との分岐部であり、今回の島根2 号機の設工認としては不要であることから分岐部の設定を取り止めました。(下線部参 照) (旧)2号-ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ入ロライン分岐部~将来設置ライン分 岐部 将来設置ライン分岐部~予備-ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ (新)2号-ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ入ロライン分岐部~予備-ガスタービン 発電機用燃料移送ポンプ	NS2-本-009-04 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 のうち非常用発電装置(ガスタービン発電機) P.8.1-1-46,47 NS2-本-009-A 島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の 附属施設 非常用電源設備(設備リスト) P.8.1-2-27 NS2-添1-017-01-03 工事計画審査資料 そ の他発電用原子炉の附属施設 非常用電源 設備のうち非常用発電装置(ガスタービン発 電機)(添付書類)P.70,80,90 第9-1-1-3-2-3図 ガスタービン発電機経路 図(その3)、第9-1-1-3-2-4図 ガスタービン 発電機経路図(その4)、第9-1-1-3-2-5図 ガスタービン発電機経路図(その5)、第9-1- 1-3-2-1~5図 非常用発電装置に係る主配 管の配置を明示した図面(ガスタービン発電 機) 別紙1 P.1~3、第9-1-1-3-2-1~5 図 非常用発電装置に係る主配管の配置を明示 した図面(ガスタービン発電機)別紙2 P.2,3、 第9-1-1-3-3-1図 非常用発電装置系統図 (ガスタービン発電機)(燃料系統図)(重大事 故等対処設備)	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
4	2022/9/5	NS2-本-009-02	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうち非常 用発電装置(非常用ディー ゼル発電設備)(本文)	P.8.1-1-5	「溢水防護上の配慮が必要な高さ」、「区画番 号」及び「防護すべき設備」が確認できる資料を 提示すること。	2022/10/5	「溢水防護上の配慮が必要な高さ」、「区画番号」及び「防護すべき設備」が確認できる資料として、NS2-補-015「工事計画に係る補足説明資料(発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書)」から「溢水防護区画毎における機能喪失高さ」を示す箇所を抜粋した資料を作成しました。  なお、要目表における「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載(mm(ミリメートル)標記)については、上記資料の記載(m(メートル)標記)と整合するよう、以下のとおり修正します。  要目表における「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の修正例 (非常用ディーゼル発電設備冷却水ポンプの場合:上記図書では、2.06m(0.76m+1.3m)と記載) (旧)2066 mm (新)2060 mm …「溢水防護上の配慮が必要な高さ」は低い方が保守的なため、1の位の数値を切り捨て	NS2-他-226「島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 溢水防護区画毎における機能喪失高さ」	
5	2022/9/5	NS2-本-009-08	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうちその 他の電源装置(本文)	P.8.1-1-98	B及びB1-115系蓄電池他、全施設の資料の注 記の記載について、先行プラントの記載を確認し て差異理由を示すこと。	2022/12/20	A-115V系蓄電池及びB-115V系蓄電池は、既工事計画において、「115V系蓄電池」として認可されていることから、当該蓄電池の要目表について記載を見直しました。 なお、先行審査プラントとの差異については、「NS2-他-220 島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画-その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備)」にて整理しています。	NS2-本-009-08「島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうちその他の電源装置(本文)」 P8.1.1-96,97	
6	2022/9/5	NS2-添1-017-01-07	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうちその 他の電源装置(添付書類)	第9-1-2-2-1-4図	要目表の取付場所(設置床高さ)と図面に記載 の取付場所高さが異なる理由を確認すること。	2022/12/20	主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)要目表については、他蓄電池要目表との記載統一を図り「取付箇所」について、建物基準床レベルを記載していましたが、可搬設備であることから建物基準床レベルではなく、設備設置床レベルの記載に修正し、図面との整合を図りました。	NS2-本-009-08「島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうちその他の電源装置(本文)」 P8.1.1-101	
7	2022/9/5	NS2-添1-017-01-01	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうち非常 用発電装置(非常用ディー ゼル発電設備)(添付書類)	P.16,21	A,B-ディーゼル燃料移送ポンプの効率 $\eta$ の差の 理由及びQHカーブの差の有無を説明すること。	2022/12/20	A-ディーゼル燃料移送ポンプが建設時に設置したポンプであることに対し、B-ディーゼル燃料移送ポンプは新規性対応として新たに設置したポンプであり、A-ディーゼル燃料移送ポンプとB-ディーゼル燃料移送ポンプで製作メーカーが異なることからポンプの効率 $\eta$ が異なります。	-	
8	2022/9/5	NS2-本-010-A	設備リスト	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(設備リスト)	P.8.2-2-8	「発電機」について、先行プラントに記載の注記 *2(設計基準対象施設として使用する)の記載 がないためその理由を説明すること。	2022/12/20	設備リストにおいて、設計基準対象施設として使用するのか、重大事故等対処設備として使用するのかが明確になっていない項目については、注記にて説明するよう記載を見直しました。	NS2-本-010-A「島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(設備リスト)」 P.8-2-2-8	
9	2022/9/5	NS2-本-010	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文)	P.8.2-1-4	先行プラントに記載のモニタリングポスト用発電 機の使用箇所及び取付方法等がないため、設 備の相違による差異であればその理由を説明す ること。	2022/10/5	モニタリングポスト用発電機に関する差異理由は以下のとおり。 「登録施設区分の差異であり、島根2号機では、モニタリングポスト用発電機について、主発電機と同様に【常用電源】の発電機で整理しており、別表第二上、使用箇所及び取付方法等の記載項目がない。先行審査プラントのモニタリングポスト用発電機は、SAで使用するため【非常用電源】の内蔵機間に係る発電機として登録しているため、要目表の記載項目に使用箇所及び取付方法等の記載がある。」  なお、その他の設備も含めて以下の観点で差異を抽出し、理由を記載した資料を作成しました。 ・要目表記載項目の差異(項目名称の差異を含む) ・要目表仕様記載内容の差異(記載方針の差異とし、設備仕様等による差異は除く) ・要目表及び主要設備リストの注記の差異 ・申請範囲(登録施設・設備区分)の差異	NS2-他-221「島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:放射線管理施設)」No.3	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
10	2022/9/5	NS2-本-010	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文)	P.8.2-1-8	220kV送電用遮断器の数値が既工事計画と値 が変更となっているが、他にも同様に数値が変 更となった例を確認すること。	2022/12/20	今回の工事計画認可申請対象機器において、既工事計画から今回の申請までの間で、 既工事計画からの数値変更となったものは220kV送電線用遮断器(1, 2, 3号機共用)以 外では230V系充電器(常用)があります。 当該設備については、建設時に「230V系蓄電池・充電器」として申請していましたが、平 成25年に蓄電池機能増強(RCICの蓄電池強化)のため、建設時には1台であった230V系 充電器を230V系充電器(RCIC)と230V系充電器(常用)に機能を分割し充電器の取替え を行っているため、建設当時の仕様から変更になっています。 (建設時)230V系充電器 容量390A/個 (現在)230V系充電器(RCIC) 容量200A/個 230V系充電器(常用) 容量200A/個 充電器は別表第2による申請対象外機器であるため、平成25年の設備取替時におい ては蓄電池の取替えを申請しており、充電器の取替えは申請していません。 今回の工事計画認可申請においては、可搬型直流電源設備として使用する充電器を「無 停電電源装置」の設備区分で申請しています。	-	
11	2022/9/5	NS2-本-010	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(本文)	P.8.2-1-8	*5「17000MVA」も記載、の表現を見直すこと。 (*4と*5の記載を見直すこと。)	2022/12/20	注記*4と*5の記載を統合し、既工事計画書の「遮断容量」の項目を「遮断電流」に適 正化し、容量として記載されていた17000MVAを削除する旨の注記としました。あわせて 以降の注記番号を見直しました。	NS2-本-010「島根原子力発電所第2号機 工 事計画審査資料 その他発電用原子炉の附 属施設 常用電源設備(本文)」 P.8-2-1-8	
12	2022/9/5	NS2-添1-017- 02	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 常用電源設備(添付書類)	第9-2-1-3 図	閉閉所の場所を図示しているが、先行プラントの 記載を参考に掲載する図面を確認すること。	2022/12/20	220kV送電線用遮断器(1, 2, 3号機共用)について、遮断器の配置が分かるよう第9-2- 1-4図として220kV閉閉所内の図面を追加しました。あわせて、第9-2-1-3図を主変圧器 の配置図とし、タービン建物屋外に設置されていることが分かるよう記載を見直しました。	NS2-添1-017-2「島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉 の附属施設 常用電源設備(添付書類)」 第9-2-1-3図 第9-2-1-4図	
13	2022/9/5	NS2-本-013-A	設備リスト	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 補機 駆動用燃料設備(設備 リスト)	P.8.6-2-3	タンクローリ給油用20mホースと7mホースの使用 方法・組合せを説明すること。	2022/12/20	補足説明資料の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 1.大量送水車、大型送 水ポンプ車、 可搬型窒素供給装置、タンクローリに使用する可搬型ホースの必要数及び保有数の考え 方について」 にタンクローリ給油用20mホースと7mホースの使用・組合せを記載し提出しました。	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 1.大量送水車、大型送水ポンプ車、可搬型窒 素供給装置、タンクローリに使用する可搬型 ホースの必要数及び保有数の考え方につい て	
14	2022/9/5	NS2-本-009-05	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他 発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうち非常 用発電装置(高圧発電機車) (本文)	P.8.1-1-62	先行プラントの記載を参考に、第1保管エリア/ 第4保管エリアそれぞれに設置するホースが必 要なホースなのか予備なのかを明確にす ること。	2022/12/20	補足説明資料の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に「ホースの保管場所 について」という資料を追加し、必要なホースと予備の保管場所を明記しました。	工事計画に係る説明資料(設備別記載事項 の設定根拠に関する説明書) ホースの保管 場所について	
15	2022/9/12	NS2-添1-015- 04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(緊 急時対策所換気空調系)(添 付書類)	第7-2-3- 3-1図	要目表と図の記載内容が整合するように、配管 名称等の記載を検討すること。	2022/12/20	要目表の主配管名称に用いている箇所が系統図上で分かるよう図中に示しました。	NS2-添1-015-04 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(添 付書類) 第7-2-3-3-1図	
16	2022/9/12	NS2-本-007-01	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち放射線管理 用計測装置(本文)	P.6-1-3	「燃料取替階放射線モニタ」の溢水防護上の配 慮が必要な高さの記載がない理由について説明 すること。	2022/12/13	燃料取替階放射線モニタは、溢水防護対象設備(防護すべき設備)ではないため、「溢水 防護上の配慮が必要な高さ」を記載していません。 溢水防護対象設備(防護すべき設備)については、NS2-補-015「工事計画に係る補足説 明資料(発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書)」に示しております。	NS2-他-226「島根原子力発電所第2号機 工 事計画審査資料 溢水防護区画毎における 機能喪失高さ」	
17	2022/9/12	NS2-添1-015- 04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(緊 急時対策所換気空調系)(添 付資料)	第7-2-3- 1-1図	可搬配管の単位(本数と台数)の記載を統一す ること。	2022/12/20	図中の単位表記を要目表の単位表記に合わせて修正しました。	NS2-添1-015-04 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(添 付書類) 第7-2-3-1-1図	
18	2022/9/12	NS2-添1-015- 04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(緊 急時対策所換気空調系)(添 付書類)	P.52	空気ポンベの予備個数を含んだ設定根拠の記 載追加を検討すること。	2022/12/20	予備について以下の記載を追記しました。 「また、故障時及び保守点検時による待機除外時のバックアップ用として予備86個を保管 する。」	NS2-添1-015-04 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(添 付書類) P52	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別, 目録番号	図書名称	該当頁					
19	2022/9/12	NS2-添1-015-04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(緊 急時対策所換気空調系)(添 付書類)	P.57	当該ページの主配管について、設定根拠の記載 順と要目表の記載順が整合するように適正化を 検討すること。	2022/12/20	要目表の記載順と整合するよう「緊急時対策所空気浄化装置用2.5m, 1.5m可搬型ダクト」の設定根拠記載位置を見直しました。	NS2-添1-015-04 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(添 付書類)_P70	
20	2022/9/12	NS2-添1-015-01	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち放射線管理 用計測装置(添付書類)	第7-1-1-1 図	原子炉格納容器と原子炉圧力容器のスケール について適正化を検討すること。	2022/12/20	原子炉格納容器と原子炉圧力容器のスケールが合うよう、図を修正しました。	NS2-添1-015-01 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち放射線管理用計測装置(添付書類) 第7- 1-1-1図	
21	2022/9/12	NS2-添1-015-04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(緊 急時対策所換気空調系)(添 付書類)	第7-2-1- 3-1図	要目表と図の記載内容が整合するように、配管 名称等の記載を検討すること。	2022/12/20	要目表の主配管名称に用いている箇所が系統図上で分かるよう図中に示しました。	NS2-添1-015-04 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(添 付書類) 第7-2-1-3-1図	
22	2022/9/12	NS2-添1-015-04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(中 央制御室空調換気系)(添付 書類)	第7-2-3- 1-1図	ポンベ本数が予備を含んでいることが分かる記 載を検討すること。	2022/12/20	「予備を含めた～」という記載とし、その他の可搬設備の配置図の表現と統一しました。	NS2-添1-015-04 島根原子力発電所第2号 機 工事計画審査資料 放射線管理施設の うち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(添 付書類) 第7-2-3-1-1図	
23	2022/9/12	NS2-添1-015-05	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち生体遮蔽装 置(添付書類)	第7-3-1-1 図	生体遮蔽装置の要目表記載設備(原子炉遮蔽) について図面上への記載を検討すること。	2022/12/20	原子炉遮蔽は、技術基準規則の個別条文(42条)での要求事項に変更がない設備であります。共通条文のうち5条「地震による損傷防止」が変更されたことにより、地震による安全機能が損なわれることがないことを説明するため「耐震に関する説明書」を添付しています。添付図面については、上記のように「耐震基準変更に伴う評価対象設備を要目表として再掲するもの」については、添付しないことをグランドルール(第7章)で取り決めていますので、図面上への記載はしないこととします。	—	
24	2022/9/12	NS2-本-007-03	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線 管理施設のうち換気設備(中 央制御室空調換気系)(本 文)	P.6-1-20	原動機出力について、公称値を示す注記が正し いか確認すること。	2022/12/20	島根2号機では、島根3号機の工事計画より原動機出力について、公称値の旨の注記を記載するルールとしており、記載はこのままとします。	—	
25	2022/9/29	NS2-本-005-06	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 計測制 御系統施設のうち計測装置 (本文)	P.4-1-48, 49	原子炉水位(狭帯域)及び原子炉水位(広帯域) の個数が変更となった理由を説明すること。	2022/12/20	原子炉水位(狭帯域)は既工事計画書にて個数「9」と記載して申請していたが、本個数は技術基準規則34条(計測装置)、38条(原子炉制御室等)及び47条(警報装置等)の要求対象外である。自動減圧系許可インターロック用検出器2個を含めた記載であったことから、合計個数が「7」となるように記載を適正化しております。同様に、原子炉水位(広帯域)は既工事計画書にて個数「18」と記載して申請していたが、本個数は技術基準規則34条(計測装置)、38条(原子炉制御室等)及び47条(警報装置等)の要求対象外である。原子炉再循環ポンプMGセットトリップ及びA T W S緩和設備起動インターロック用検出器4個を含めた記載であったことから、合計個数が「14」となるように記載を適正化しております。	—	
26	2022/12/20	NS2-本-005-06 改01	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 計測制 御系統施設のうち計測装置 (本文)	全般	要目表(計測装置)の個数が変更となった検出 器について、変更理由及び要目表記載箇所の 関係を詳細に説明すること。	2023/2/9	個数が変更となったLX298-8A~D(原子炉水位(広帯域))及びLX298-2A, B(原子炉水位(狭帯域))は、計測装置に関連する技術基準規則の要求機能(監視又は警報)を有していないことから、工事計画(計測装置)対象外の設備として整理し、同検出器の個数を差し引くように記載を適正化しました。なお、LX298-8A~D(原子炉水位(広帯域))はATWS緩和設備を動作させるインターロック用検出器であるため、工事計画(計測制御系統施設 7.工学的安全施設等の起動信号)に記載を追加しましたが、LX298-2A, B(原子炉水位(狭帯域))は自動減圧系の動作を許可するインターロック用検出器であり、動作させるインターロック用検出器ではないため、工事計画に記載していません。	NS2-補-032改01「工事計画に係る説明資料 (工事計画)」資料No.1P.1.2(通し頁P.4.5)	
27	2023/1/12	NS2-添1-012-02	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち原子炉 冷却材の循環設備(主蒸気 系)(添付書類)	第4-2-1- 3-3.4図	「主蒸気流量制限器」の名称について、系統図 への記載追記を検討すること。	2023/2/21	図中で「主蒸気流量制限器」を失視しました。	NS2-添1-012-02改01 島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸 気系)(添付書類) 第4-2-1-3-3.4図	
28	2023/1/12	NS2-本-003-A	設備リスト	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設(設備リスト)	P.3-2-226	低圧原子炉代替注水系の主配管のうち、名称が 同じもの(「大量送水車入口ライン取水用10m ホース」)については注記の追記を検討するこ と。	2023/2/21	大量送水車入口ライン取水用10mホースについて、用途が明確になるよう、注記を追記しました。	NS2-本-003-A改01 島根原子力発電所第2 号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施 設(設備リスト) P.3-2-226,231,258	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
29	2023/1/12	NS2-添1-012-02	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち原子炉 冷却材の循環設備（主蒸気 系）(添付書類)	P.16	原子炉ドームピーク圧力が原子炉圧力高のスク ラム信号設定値より上回ることが分かるような記 載を追記して説明すること。	2023/2/21	原子炉圧力高スクラム設定値及び原子炉ドームピーク圧力を上回る吹出圧力であること が分かるよう記載を適正化しました。	NS2-添1-012-02改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち原子炉冷却材の循環設備（主蒸 気系）(添付書類)_P.16	
30	2023/1/12	NS2-添1-012-02	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち原子炉 冷却材の循環設備（主蒸気 系）(添付書類)	P.59,61	配管の外径(60.5mm)について、誤記を修正して 説明すること。	2023/2/21	誤記を削除し、その他にも同様の誤記がないかを確認し必要に応じて修正しました。	NS2-添1-012-02改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち原子炉冷却材の循環設備（主蒸 気系）(添付書類)_P.59,61	
31	2023/1/12	NS2-添1-012-04	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち残留熱 除去設備（残留熱除去系） (添付書類)	P.81	吸込側の最高運転圧力の根拠について、原子 炉圧力と静水頭の合計であることが分かるよう な記載の追記を検討すること。	2023/2/21	最高運転圧力が原子炉停止時冷却モード時の原子炉圧力の上限と静水頭を足し合わせ た値であることが分かるよう適正化しました。	NS2-添1-012-04改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち残留熱除去設備（残留熱除去系） (添付書類)_P.81	
32	2023/1/12	NS2-本-003-11	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち非常用 炉心冷却設備その他原子炉 注水設備（高圧炉心スプレ イ系）(本文)	P.3-1-113	注記2の記載について、誤記を修正して説明す ること。	2023/2/21	以下の誤記を修正しました。 (旧)取合店 (新)取合点	NS2-本-003-11改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子 炉注水設備（高圧炉心スプレイ系）(本文) _P.3-1-112	
33	2023/1/12	NS2-添1-012-06	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち非常用 炉心冷却設備その他原子炉 注水設備（高圧炉心スプレ イ系）(添付書類)	P.221	高圧炉心スプレイポンプの揚程の設定根拠(高 圧時)について、①を追記して説明すること。	2023/2/21	以下のとおり記載を適正化しました。 (旧)原子炉圧力容器とサブプレッションチェンバの圧力差 (新)①原子炉圧力容器とサブプレッションチェンバの圧力差	NS2-添1-012-06改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子 炉注水設備（高圧炉心スプレイ系）(添付書 類)_P.221	
34	2023/1/12	NS2-添1-012-10	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち非常用 炉心冷却設備その他原子炉 注水設備（低圧原子炉代替 注水系）(添付書類)	P.267	低圧原子炉代替注水ポンプの最小流量がミニ ムフロー流量であることが分かるような記載を追 記して説明すること。	2023/2/21	以下のとおり記載を適正化しました。 (旧)(3) 低圧原子炉代替注水ポンプの最小流量 (新)(3) 低圧原子炉代替注水ポンプの最小流量(ミニムフロー流量)	NS2-添1-012-10改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子 炉注水設備（低圧原子炉代替注水系）(添 付書類)_P.267	
35	2023/1/12	NS2-添1-012-10	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち非常用 炉心冷却設備その他原子炉 注水設備（低圧原子炉代替 注水系）(添付書類)	第4-4-5- 3-1図	第4-4-5-3-1図について、輪谷貯水槽を経由す る場合としない場合が分かるような記載に修正し て説明すること。	2023/2/21	輪谷貯水槽(西1)又は(西2)を水源とする場合と海水直接注水する場合を1枚の図面に 示していましたが、系統構成が分かりやすくなるよう、輪谷貯水槽(西1)又は(西2)を水 源とする場合と海水直接注水する場合で図面を分けて記載しました。	NS2-添1-012-10改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子 炉注水設備（低圧原子炉代替注水系）(添付 書類) 第4-4-5-3-1図、第4-4-5-3-2図  NS2-添1-012-13改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子 炉注水設備（水の供給設備）(添付書類) 第4-4-8-2-1図、第4-4-8-2-2図	
36	2023/1/12	NS2-添1-012-14	添付書類	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 冷却系統施設のうち原子炉 冷却材補給設備（原子炉隔 離時冷却系）(添付書類)	P.302	原子炉隔離時冷却ポンプ揚程の設定根拠のド ローダウンについて説明すること。	2023/2/21	「ドローダウン後」とは、LOCA時にECCSにより炉内に注水したS/P水が破断部からD/W に流出し、S/P水の一部分がRPVとD/W内に停留した状態のことです。 一方で、改めて確認したところ、ポンプ揚程において設計上考慮しているS/P水位は『サ ブプレッションチェンバ水位低』であったことから、以下のとおり修正しました。 (旧)ドローダウン後のサブプレッションチェンバ最低水位 (新)サブプレッションプール水位低  その他ポンプ(HPCS、LPCS、HPAC、RCIC)の設定根拠記載でも同様の誤記があったた め、あわせて修正しました。	NS2-添1-012-14改01_島根原子力発電所第 2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統 施設のうち原子炉冷却材補給設備（原子炉 隔離時冷却系）(添付書類)_P.302他	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別、 目録番号	図書名称	該当頁					
37	2023/2/9	NS2-本-008-01	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 格納施設のうち原子炉格納 容器(本文)	P.7-1-19 7-1-27	X-212Bについて直結型から計装用としても機能 影響が無いことを説明すること。	2023/3/14	配管貫通部の形式変更について、配管貫通部の機能に影響しない旨の説明を補足説明 資料に追加しました。	NS2-補-032改01「工事計画に係る説明資料 (工事計画)」資料No.4	
38	2023/2/9	NS2-本-008-18	本文	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉 格納施設のうち圧力低減設 備その他の安全設備(原子 炉格納容器調気設備 窒素 ガス制御系)(本文)	P.7-1-184	1号機設備との共用について、今回申請で共用 を取り止める設備をまとめて説明すること。	2023/3/14	今回1号機設備との共用を取り止める設備について(参考2)としてリストに整理しました。 (参考2)の追加に伴い当初(参考)と記載していた箇所を(参考1)としました。	NS2-補-020改41「工事計画に係る補足説明 資料(安全設備及び重大事故等対処設備が 使用される条件の下における健全性に関す る説明書)」資料No.1.5.【共用・相互接続設 備について】P.4.27,28	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(工事計画:原子炉格納施設)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
No.1～239は、NS2-他-227改08で整理済みのため省略。						
240	NS2-添1-016-16改03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(可燃性ガス濃度制御設備 窒素ガス代替注入系)(添付書類)	P.182	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正により追加となった要求事項に対する設置目的を記載しました。(下線部参照) (旧)可搬式窒素供給装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止する格納容器フィルタベント系を不活性化するために設置する。 系統構成は、原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止する格納容器フィルタベント系のベント停止後に、… (新)可搬式窒素供給装置は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損及び水素爆発による原子炉建物等の破損を防止する格納容器フィルタベント系を不活性化するために設置する。 系統構成は、原子炉格納容器内における水素爆発による破損及び水素爆発による原子炉建物等の破損を防止する格納容器フィルタベント系のベント停止後に、…	2023/4/28	
241	NS2-添1-016-19改03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(圧力逃がし装置 格納容器フィルタベント系)(添付書類)	P.216	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正により追加となった要求事項に対する設置目的を記載しました。(下線部参照) (旧)圧力開放板は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するため、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ放出するために設置する。 (新)圧力開放板は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内における水素爆発による破損及び水素爆発による原子炉建物等の破損を防止するため、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ放出するために設置する。	2023/4/28	
242	NS2-添1-016-19改03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(圧力逃がし装置 格納容器フィルタベント系)(添付書類)	P.255	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正により追加となった要求事項に対する設置目的を記載しました。(下線部参照) (旧)第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損を防止するため、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ放出するために設置する。 (新)第1ベントフィルタスクラバ容器及び第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素爆発による破損及び水素爆発による原子炉建物等の破損を防止するため、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ放出するために設置する。	2023/4/28	

島根原子力発電所第2号機工認 記載適正化箇所(工事計画:非常用電源設備)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
No.1～375は、NS2-他-227改08で整理済みのため省略。						
376	NS2-添1-017-01-05改03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備のうち非常用発電装置(可搬式窒素供給装置用発電設備)(添付書類)	P.110～112,114,115	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の改正により追加となった要求事項に対する設置目的を記載しました。また、他の図書との記載の統一及び誤記訂正のため適正化しました。(下線部参照)</p> <p>(旧) …設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、並びに水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために…</p> <p>(新) …設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため並びに炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損、原子炉格納容器内における水素爆発による破損及び水素爆発による原子炉建物等の破損を防止するために…</p>	2023/4/28	